

沖縄FTZと中継貿易の展望

高良 守

▷ 2 ◁

外為法の目的は「外国為替、外国貿易が自由に行われることを基本とし……我が国経済の健全な発展に寄与すること」(第一条)であり、「輸出の許可」「輸入の承認」「関税長に対する指揮監督」等、

題にかかわる場合にはあらかじめ通産省に伺いを立てて、輸出入段階の具体的な手続きに関して、税関に伺いを立てるという二重行政となる。輸入業者にとっては両省を行ったり来たりして二重の手間を強いられ、

らFOB(本船渡し)建て価格の採用、貿易行政の一元化(琉球新報九六年十一月九日「二〇〇一年までに省庁再編」に向けて)、その他の規制緩和等にもみられるように、沖縄自由貿易地域の独自の課税・「製品課税」の選択制度の導入、保税地域への強制搬入(一九九

大蔵と通産の二重行政

取り扱いが微妙に違い複雑

一方、関税法の目的は「貨物の輸出及び輸入の関税手続きの適性な処理」(第一条)であり、その取り扱いには大きな違いがある。

さらに両省で貿易に関する取り扱いが微妙に違ってくるため貿易に関して実に複雑にしている。

「法的整備」がなされておらず、常に問題が起る。保税地域などとは、法律の目的を達成されることである」と指摘している。

の振興に資するためには、自由貿易が保証されなければならない。繰り返すように、国内法規に縛られる。だが、国内法規に縛られるという見解は、自由貿易を可能にするためのきちんとした「法的整備」が必要である。(琉大大学院学生)

このように、貿易に関する問題やテレビ等で有識者や企業家・実業家の方々が指摘するIQの撤廃や「関税法」と「外為法」の輸入線の不一致、「原料

新聞やテレビ等で有識者や企業家・実業家の方々が指摘するIQの撤廃や「関税法」と「外為法」の輸入線の不一致、「原料

「法的整備」がなされておらず、常に問題が起る。保税地域などとは、法律の目的を達成されることである」と指摘している。

の振興に資するためには、自由貿易が保証されなければならない。繰り返すように、国内法規に縛られる。だが、国内法規に縛られるという見解は、自由貿易を可能にするためのきちんとした「法的整備」が必要である。(琉大大学院学生)

このように、貿易に関する問題やテレビ等で有識者や企業家・実業家の方々が指摘するIQの撤廃や「関税法」と「外為法」の輸入線の不一致、「原料

新聞やテレビ等で有識者や企業家・実業家の方々が指摘するIQの撤廃や「関税法」と「外為法」の輸入線の不一致、「原料

「法的整備」がなされておらず、常に問題が起る。保税地域などとは、法律の目的を達成されることである」と指摘している。

の振興に資するためには、自由貿易が保証されなければならない。繰り返すように、国内法規に縛られる。だが、国内法規に縛られるという見解は、自由貿易を可能にするためのきちんとした「法的整備」が必要である。(琉大大学院学生)



規制緩和など制度の拡充策が求められる沖縄自由貿易地域